

# 一般社団法人日本難病看護学会 執筆要領

## 1. 投稿原稿の文字数

投稿原稿 1 編の文字数および枚数は、本文、文献、図表、写真を含めて下記のとおりとする（表紙、抄録、キーワードは含まない）。

- 1) 原著 14,000 字程度（8～9 枚）
- 2) 総説 14,000 字程度（8～9 枚）
- 3) 研究報告 7,000 字程度（4 枚程度）
- 4) 実践報告 7,000 字程度（4 枚程度）

なお、図表、写真は、大きさにより A4 版用紙 1 枚程度=1,600 字、1/2 枚程度=800 字、1/4 枚程度=400 字と換算する。図表の作成フォントは 9 ポイントとする。

## 2. 投稿原稿の体裁

- 1) 投稿原稿は、原則として日本文または英文とする。外来語はカタカナで、外国人名や日本語訳が定着していない用語などは原則として活字体の原綴りを用いる。
- 2) 本学会ホームページより「カバーレター」テンプレートをダウンロードし、筆頭著者の会員番号、氏名、所属、連絡先；住所、電話、メールアドレス、共著者の会員番号、氏名、所属を記入する。
- 3) 「表紙」テンプレートに和文表題、英文表題、希望する論文の種類、本文・図・表・写真の枚数・文字数、日本語キーワード（5 語以内）、英語キーワード（5 語以内）を記入する。
- 4) 「抄録」テンプレートに、400 字程度の和文抄録と native による英文校閲を受けた 250words 程度の英文抄録を付ける。ただし、実践報告については英文抄録を省略することができる。なお、抄録の構成は、原則として、目的（Objectives）・方法（Methods）・結果（Results）・考察（Conclusion）とする。
- 5) 「本文」テンプレート（A4 版横書き、40 字×40 行、明朝体、10.5 ポイント、行番号・頁番号が付されたもの）を用いて論文本文を作成する。数字および英字は原則として半角とする。
- 6) 本文の構成は、原則として下記のとおりとする。
  - I. 緒言：研究の背景、目的
  - II. 研究方法：調査・実験・解析に関する手法の記述および倫理的配慮
  - III. 結果：研究等の結果
  - IV. 考察：結果の考察・評価
  - V. 結論：結論（省略可）謝辞：研究助成、著者資格に当てはまらない研究貢献者（省略可）  
COI：すべての著者についての COI 状態を記載する。COI 状態がない場合も「開示すべき COI 状態はない。」などの文言を記載する。  
文献：文献の記載は「3.文献の記載様式」に従う。

- 7) 本文の見出しの順位は、原則として下記のとおりとする。
- I. II. III.
  - 1. 2. 3.
  - 1) 2) 3)
  - (1) (2) (3)
- 8) 本文中の氏名、所属、倫理審査機関名、謝辞のほか、著者を特定することのできる事項は伏字にして記載する。なお、著者本人の執筆した文献を引用する場合は伏字にはせず、ほかの文献と同様に扱い、「拙者」「筆者」等とはしない。なお、最終原稿を提出する際には、伏字にはせずに提出する。
- 9) 図表、写真は、図 1、表 1、写真 1 などの番号を付け、1 頁に 1 つずつ配置し、本文の末尾に一括して掲載する。なお、本文の右側欄外に図表、写真の挿入希望位置を記載する。

### 3. 文献の記載様式

- 1) 文献は、本文の引用箇所の肩に <sup>1)</sup>、<sup>1~5)</sup> などの上付きの番号を引用された順に付し、本文の最後一括して引用番号順に記載する。
- 2) 文献の著者が 3 人までは全員、4 人以上の場合は 3 人までを記載し、4 人目以降は省略して和文の場合は「他」、英文の場合は「et al.」とする。
- 3) 雑誌名は、その雑誌が使用している略名がある場合は使用してもよい。ただし、その場合は原則としてすべての文献の雑誌名について略名を使用すること。
- 4) 文献の記載方法は下記の例に従うこととする。
  - ① 学術誌等の論文の場合  
著者名：表題名、雑誌名 巻(号)：頁-頁，発行年(西暦)。
  - ② 単行本の場合  
著者名，表題，編著者名：書名(版)．頁-頁，出版社名，発行地，発行年(西暦)。
  - ③ 訳本の場合  
原著者名：書名(原題，版)，原発行年(西暦)，訳者名，書名(和名)．頁-頁，出版社名，発行地，訳書発行年(西暦)。
  - ④ 電子文献(インターネットのサイトを含む)  
著者名：タイトル，URL(アクセス年月日)

◆投稿に関するお問い合わせ

【日本難病看護学会誌 編集委員会事務局】

E-mail : hensyu@nambyokango.jp

附則 本要領は 2021 年 6 月 1 日から施行する。